

北京市展示会知的財産権保護弁法

2007年11月24日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

北京市展示会知的財産権保護弁法

(2007年11月24日 北京市人民政府公布)

第一条 展示会における知的財産権を保護し、展示会の秩序を保ち、展示会の健全な発展を促進するため、関連する法律、法規と当市の状況に基づき、本規定を制定する。

第二条 本規定は、本市行政区域内で開催される展覧会、展示会、博覧会、貿易会、展示会などのイベントにおける特許権、商標権、著作権など知的財産権の保護に適用される。

第三条 展示会における知的財産権の保護活動は、政府の指導と、主催側の責任ある対応、参加側の自主的に保護に努める態度、社会民衆の監督を原則とする。

第四条 市知識産権局は、本市の展示会知的財産権保護活動の管理と協力の責任を負う。区、県人民政府は、行政区域内の展示会知的財産権保護活動の指導と協力の責任を負う。

知的財産権、工商行政管理、著作権などの知的財産権行政管理部門(以下、知的財産権行政管理部門と記す)は、各自の職務に基づき、展示会における知的財産権保護活動の指導と監督にあたり、主催者が健全な知的財産権保護制度を設けることを協力する。

第五条 展示会管理部門は、展示会における知的財産権保護活動の協力、監督、検査を強化し、展示会の正常な秩序の確保に努める。

第六条 関係する業種の協会は、独自の規定制定や、宣伝、研修などの方法を通して、会員の知的財産権保護に対する意識向上を図り、知的財産権行政管理部門の実施する展示会における知的財産権保護活動に協力する。

第七条 主催者は、法律に沿って展示会における知的財産権の保護に努め、出品者の関係物品(展示品、展示ボード、展示ブース、関連宣伝資料など)に対する健全な事前審査を設ける。出品者側を知的財産権侵害紛争を起こす恐れがある品目を検索、確定するように監督、催促する。

第八条 出品者は、法律を守って出展し、主催者の実施する知的財産権に関する事前調査に協力しなければならない。他人の知的財産権を侵害してはいけない。

関連法規に関連権利証明が必要だと規定された出品については、出品者は関連証明書を携帯して展示会に参加すべきである。出品について知的財産権の表示、標識がある場合は、関連規定に基づいて表示しなければならない。

第九条 主催者と出品者は、出品契約で双方の知的財産権に関する権利、義務および関連する内容を確認する。知的財産権保護の内容には以下が含まれるべきである。

- (一) 出品者が出品について他人の知的財産権を侵害しない旨の誓約。
- (二) 知的財産権に関するクレーム処理手順と解決方法。
- (三) 出品に知的財産権侵害の恐れがある場合、覆いをかける、あるいは撤去するなどの処置を取る。

市知識産権局は、市工商行政管理、市版權などの行政管理部門と共同で展示会における知的財産権保護の模範契約書類を制定し、公布する。

第十条 開催期間が3日以上で、下記のいずれかの状況に当てはまる場合、知的財産権行政管理部門は現場に駐在するべきである。

- (一) 政府と政府部門が主催する展示会。
- (二) 展示面積が2万平方メートル以上の展示会。
- (三) 国際的に、あるいは国内において大きな影響力を持つ展示会。

主催者は知的財産権行政管理部門の現場での対応に必要な条件を提供する。

第十一条 第十条第一項に規定する展示会を主催する場合、当市展示会管理部門により審査承認あるいは登録された展示会については、展示会管理部門は承認日あるいは登録日から10日以内に、展示会の名称、開催時期、開催場所、展示面積、主催者の基本状況を市知識産権局に通知する。当市以外の展示会管理部門により審査承認あるいは登録された展示会の実施機関は、上記の規定に基づき展示会開催の関連状況を市知識産権局に通知する。

第十二条 主催者は、国の関連規定と実際の必要に基づいて展示会における知的財産権に関するクレーム対応機関を設置する。

クレーム対応機関は、主催者側の人員、関連業種の専門技術者、法律専門家などにより構成される。主催者は、必要なら知的財産権行政管理部門から人を派遣して指導にあたるよう依頼できる。

第十三条 知的財産権権利者あるいは利害関係者が、知的財産権を侵害する展示品があると考える場合、関連規定に基づき主催者あるいは主催者が設置したクレーム対応機関に申立ができる。主催者あるいはクレーム対応機関は速やかに対応者を派遣し調査処理にあたらなければならない。

第十四条 知的財産権権利者あるいは利害関係者が、主催者あるいは主催者の設置したクレーム対応機関に申立をした場合、下記の資料を提供すべきである。

- (一) 申立者と申立対象者の基本状況の資料、これには申立者の氏名、住所、対象者の

展示ブース番号が含まれる。申告者が代理人を通して申告した場合は、委任状を提出する。

- (二) 知的財産権を侵害した出品の名称、権利侵害の証拠と事情説明。
- (三) 知的財産権の証明、これには知的財産権権利証明、知的財産権内容証明、その他の必要な知的財産権の法律状況証明が含まれる。

第十五条 申立対象者は、出品に知的財産権侵害の疑いがあると知らされた後、速やかに権利証書あるいはその他の証拠を提出し、申立対象品に関し合法的証拠を有することを証明すべきである。同時に主催者あるいは主催者の設置したクレーム対応機関の実施する権利侵害物品に関する調査に協力する。

申立対象者が有効な証拠を提出できない場合、主催者と交わした契約書の定める規定に従い、権利侵害物品を自主撤去する。自主撤去に応じない場合、主催者あるいは主催者の設置したクレーム対応機関は撤去の決定を行える。

第十六条 申立者が悪意で申告を行い相手側に損失をもたらした場合、申告者は法律に基づき相応の賠償責任を負う。

第十七条 出品者は、主催者と交わした知的財産権保護に関する契約を守り、知的財産権保護義務を遂行する。また、主催者と協力してトラブルの解決に努める。

第十八条 主催者は展示会開催中以下の責任を負う。

- (一) 知的財産権侵害に関するクレームを受け、トラブルの解決に努める。
- (二) 知的財産権保護に関する法律と関連技術の宣伝と問い合わせサービスを提供する。
- (三) 目立つ場所に知的財産権行政管理部門の対応範囲と連絡先を表示し、同時に主催者あるいは主催者の設置したクレーム対応機関のサービス事項、クレーム受付場所、連絡方法を告知する。
- (四) 知的財産権保有者あるいは利害関係者の合理的な要求に対し、関連する状況証明を提示する。
- (五) 主催者として行うべきその他の責務。

第十九条 展示会開催期間中に知的財産権に関するトラブルが発生した場合、主催者あるいは主催者の設置したクレーム対応機関は事前に制定した規定に従って、当事者双方の同意を前提に仲裁を行う。仲裁により和解に達した場合は双方が和解案に従う。和解に達しない場合、知的財産権保有者あるいは利害関係者は知的財産権行政管理部門に申告できる。また、直接人民法院に起訴することもできる。

第二十条 主催者と出品者は、知的財産権行政管理部門の指導、監督、検査に従い、知的財産権行政管理部門と司法機関の立証調査などに協力しなければならない。

第二十一条 主催者は、展示会開催期間中の知的財産権保護に関するデータと資料を適切に保存し、展示会終了後、市知識産権局に報告する。

第二十二条 知的財産権行政管理部門は、展示会において以下の知的財産権保護責任を負う。

- (一) 知的財産権保有者あるいは利害関係者のクレームを受け、展示会における知的財産権侵害に関するトラブルの対応にあたる。
- (二) 知的財産権保護に関する法律、政策の宣伝を組織し、見回り、監督指導などの方法で主催者の知的財産権保護義務の遂行を監督する。
- (三) 展示会開催期間中の知的財産権侵害行為を法律に基づき取り締まる。
- (四) 展示会における知的財産権保護状況のデータ公開制度を設立し、知的財産権保護に関する情報検索サービスを提供する。

知的財産権行政管理部門は法律に厳格に従って責務を遂行し、展示会の秩序が乱れることがないように努める。

第二十三条 知的財産権行政管理部門は、主催者の知的財産権保護責任の遂行状況を展示会管理部門に通報できる。

第二十四条 主催者が本条例第十八条第(一)項、第(二)項、第(三)項、第二十一条の規定に違反した場合、知的財産権行政管理部門はそれぞれの責務に応じて改善させる。改善を拒否された場合、1000元以上3万元以下の罰金を科す。

主催者が本条例の規定に違反し、展示会における知的財産権保護の責任を負わないことについて、その他の法律、法規にすでに法的責任が規定された場合、その規定に基づいて対応する。

第二十五条 知的財産権行政管理部門および当部門の職員に関して、職務怠慢、職権乱用、不正が見られた場合、関連部門は法律に基づいて行政処分を科す。犯罪として成立する場合は刑事責任を追及する。

第二十六条 本条例は2008年3月1日より施行する。